

群馬県立渋川工業高等学校
校 長 諏 訪 淳 一

学校感染症による出席停止について

あなたは、学校感染症（ ）に罹患していると思われますので、学校保健安全法 第19条により、感染の恐れがなくなるまで出席停止とします。
なお、感染の恐れがなくなり登校するにあたっては、医師の診断を受け、下記の治癒証明書を記入していただき、登校時に必ず持参し、学校へ提出してください。

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

分 類	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	コレラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パルチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

治 癒 証 明 書

群馬県立渋川工業高等学校 科 年 氏名

上記の者は、学校感染症（病名： ） 診断日： 月 日）と診断されていましたが、学校保健安全法の基準からも感染の恐れがなく、 月 日より登校しても差し支えないことを証明します。

○ 出席停止期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで （ ）日間

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印